

【事件の概要】

中国電力株式会社(Y)は一九七七年六月、山口県豊北町に原子力発電所を建設する旨の計画を発表したため、地元では漁協をはじめとする反対運動が直ちに起つたが、Yの社員で構成される日本電気産業労組山口県支部も右発表の翌日には反対の意思を表明し、反対住民と共同闘争を進める方針を決定した。この反対運動の過程で翌年一月、右労組支部執行委員会は反対ビラ配布を決定し、七八年三月、Yが配布をしないよう警告するなか、組合員Xらが、就業時間外に二回にわたり約八〇〇枚のビラを、職場外である、反対意思の弱い地域に重点的に配布した。

しかしYは、当該ビラの「中國電力の社員も原発に反対しています」とか「島根原発の社員は地元の魚は食べません」といった主要な記載は事実に反しYの社会的信用を失墜させる等としてXらを休職等の懲戒処分に付した。このためXらは、当該処分は憲法一九条・二一条、民法九〇条に違反するとしてその無効確認と賃金・慰謝料支払を求めて出訴した。

Xらの請求は認められるか。

電力会社社員の原発批判ビラ配布に対する懲戒処分と憲法19条・21条

森 英樹■名古屋大学教授

最新判例演習室

【争点】

①職場外における就業時間外の労働者の行為と「企業秩序」。

②Yの配布した当該ビラ記載内容の信憑性とそれがYの業務に与えた影響。

③本件懲戒処分と憲法一九条・二一条、民法九〇条。

④組合活動たるビラ配布に対する懲戒処分と不当労働行為。

【裁判所の判断】

①一般に労働契約を締結して雇用された労働者は、「使用者に対して労務提供義務を負うとともに、企業秩序を遵守すべき義務を負うが、「職場外でもされた職務遂行に関係のない行為であっても、企業の円滑な運営に支障を来すおそれがあるなど企業秩序に関係を有するものであるから、そのような行為をも規制の対象とし……懲戒を課すこととも許される」。

②本件ビラの記載内容と影響を認定事実に照らすと、内容は「主要な部分について事実に反している」とともに、その配布行為によりYの「社会的評価を低下させ」また「業務に重大な支障を生じさせたことが認められる。」

③「憲法一九条の保障する思想信条の自由や憲法二一条の保障する表現の自由は民主政治の基盤をなす基本的権利であつて、みだりに制限すべきでない」が、「本件のように虚偽の事実を記載したビラを配布する行為をすれば、これによって企業の円滑な運営に支障を来すおそれがあるから、かかるビラ配布行為に対して懲戒を課することは合理的理由がある」。

記載したビラを配布する行為をすれば、これによって企業の円滑な運営に支障を来すおそれがあるから、かかるビラ配布行為に対して懲戒を課することは合理的理由がある」。

④「組合活動としてなされる文書活動であつても、虚偽の事実や誤解を与えるもの」で、これへの懲戒は不当労働行為に当たらない。「控訴棄却」

【解説】

1 周知のとおり原子力発電所建設をめぐっては、とりわけその安全性につき賛否両論が今もある、国際的にも激しい論題になっている。本件は電力会社の少数派組合が組合活動として反対ビラを配布したことが懲戒(休職一ないし二ヶ月あるいは減給半月) 対象となつた労働事件であるが、就業時間外に職場外でなされたいわば「ただの市民」としての行為が、なお「企業秩序遵守義務違反」とされた事例でもあり、それだけに憲法上の市民的自由侵害の存否という論点も争われた。一番審・山口地判⁸⁵・2・1判時一五二号一六六頁の控訴審であるが、ともに原告が全面敗訴している。

2 いわゆる「企業秩序」論は、ベトナム反戦ブレーント着用・休憩時間内に對する懲戒を争つた目黒電報電話局事件・最三小判⁷⁷・12・

13 民集三一卷七号九七四頁で登場した判例理論であるが、この理論が職場外たる社宅で就業時間外になされた企業批判ビラ配布にまで適用されたのは関西電力事件・最一小判⁸³・9・8判時一〇九四号一二一頁であり、本判決も後者を参照させてこれに依拠している。ただこの関電事件最高裁判例は、その控訴審判決(大阪高判⁷⁸・6・29 労民二九巻八号三七一頁)が採用した、前近代的な人格的支配理論たる「忠実義務」論を否定する意味で登場したものとも解され、そうした文脈ではそれなりに「企業秩序」侵害を具体的に証明しなければならない理論でもあった。本判決が一審と同様、当該ビラの記載内容の信憑性と当該会社に与えた業務上の影響を詳細に論じているのはそのためである。かくて本件は当該ビラ内容への評価が判断の決め手となり、憲法論との関係は後景に退いている。

3 たしかに当該ビラには、厳密に吟味すれば「事実に反する」記載があるかも知れない(判決は原発の安全性をも電力会社のみに「証明」していく驚く)。しかしこの種のビラにありがちなセンセーショナリズムを勘案せず、特にそれが時間外・職場外に組合運動の一環としてなされた場合にさえ「企業秩序」を乱したと判断するのは問題を残す。憲法論からは、表現の自由に對する萎縮効果も問題となる。

(もり・ひでき)